

低濃度 PCB 廃棄物の処理に向けた取組

1. 低濃度 PCB 廃棄物の無害化処理体制の整備状況

- 本年 10 月末現在の無害化処理事業者数は、環境大臣による無害化処理認定事業者が 30 事業者、特別管理産業廃棄物処分業者が 4 業者の合計 34 事業者（焼却処理方式 25 事業者、洗浄処理方式 9 事業者）。今後も増加の見込み。
- 焼却処理を行う事業者は処理能力の増加を、また洗浄処理を行う事業者は移動式洗浄処理施設による処理実施場所の増加を目指して活発に活動中。
- 処理事業者数及び処理能力の増加に伴い処理料金は無害化認定制度開始当初に比べ低減傾向。
- 洗浄処理の実態に合わせ、本年 9 月に「微量 PCB 汚染廃電気機器等の処理に関するガイドライン（洗浄処理編）」を改訂し発出。

2. 使用中の低濃度 PCB 使用製品に適用する課電自然循環洗浄法の対象範囲拡大の検討状況

- 平成 27 年 3 月に公表した「課電自然循環洗浄実施手順書」では、対象機器に含まれる絶縁油中 PCB 濃度が 5 mg/kg 以下かつ油量が 2,000L 以上の使用中の低濃度含有電気工作物（変圧器）に適用するものとし、また本体とは別系統の絶縁油が含まれるブッシングや中間室等を付属するものは対象外としているため、適用事例は低調。そのため、対象範囲拡大の可能性について検討中。
- 課電自然循環洗浄が適用可能な比較的大型の変圧器には別系統の絶縁油を含むブッシングや中間室等が付随されたものが多いため、変圧器本体及び抜油可能部位を先行して洗浄処理する部位別洗浄が適用可能かどうかを「課電自然循環洗浄法ワーキンググループ」において検討中。

<11 月 8 日開催第 4 回課電自然循環洗浄法ワーキンググループにおける検討事項>

- 部位別洗浄に係る「課電自然循環洗浄実施手順書」改訂案の内容
- 部位別洗浄適用後の低濃度 PCB 使用製品の取扱いに係る電気事業法「ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する電気工作物等の使用及び廃止の状況の把握並びに適正な管理に関する標準実施要領（内規）」の一部改正案の内容（部位別洗浄後の低濃度 PCB 含有電気工作物は、「ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物変更届出書」に洗浄済み及び未洗浄の部位を明記して届出）
- 今後、パブリックコメントを実施して、今年度中の公表を目指して活動
- 対象機器の PCB 上限濃度の拡大については、次年度以降予定する実証試験の結果を踏まえて検討予定

3. 絶縁油抜油後の容器の安全かつ合理的な処理方策の検討状況

- 産業界から提案された、変圧器等から絶縁油を抜油した後の容器のうち PCB 濃度が 50mg/kg 以下のものを既存のリサイクルルートを活用することで安全かつ経済合理的に処理する方策について、「新たな処理方策検討ワーキンググループ」にて検討中。
- 本年 5 月及び 10 月に当ワーキンググループを開催し、現行の廃棄物処理法との整合性、処理の安全性、制度のあり方等について議論。当面、解体・選別工程、収集・運搬工程、鉄系部材リサイクル工程及び銅系リサイクル工程における PCB の環境及び作業員への影響並びに処理の確実性を確認する実証試験を本年 12 月～来年 1 月に実施し、結果を踏まえて検討予定。